

中央浄水場・南部配水場で使用する電気に関する仕様書

1 概要

- (1) 件 名 中央浄水場・南部配水場で使用する電気(単価契約)
- (2) 場 所 八潮市中央一丁目 3 番地 1 ・八潮市大字古新田 3 5 6 番地 1
- (3) 対象施設 別表 1 参照
- (4) 業種及び用途 (電灯・動力併用需要)
中央浄水場・南部配水場

2 仕様

- (1) 供給電気方式、受電電圧、標準周波数、電気方式及び非常用自家発電設備の有無

| | |
|----------------|--------------|
| ア 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| イ 受電電圧 | 6, 6 0 0 ボルト |
| ウ 標準周波数 | 5 0 ヘルツ |
| エ 電気方式 | 1 回線受電 |
| オ 非常用自家発電設備の有無 | 別表 2 参照 |

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

別表 1 参照。ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

別表 1 参照。(月別の予定使用電力量は、別表 1 - 1 のとおり)

- (3) 契約期間

別表 3 参照

- (4) 電力量等の検針 (自動検針装置の有無、検針方法、計量器の構成)

別表 4 参照

- (5) 需給地点

別表 5 参照

- (6) 電気工作物の財産分界点

別表 5 参照

- (7) 保安上の責任分界点

別表 5 参照

- (8) 各施設の契約種別一覧

別表 6 参照

3 支払方法 後払い（年12回払い）

(1) 請求書については、各施設に送付するものとし、支払いについても各施設から支払うものとする。

ただし、施設を複数所管している所属で要望がある施設については、各請求書をまとめて所管課に送付するものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

あらかじめ月額基本料金（単価）及び月別電力量料金（単価）を定め、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払う単価契約とする。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\quad \quad \quad \text{基本料金} \quad \quad \quad \right) + \left(\quad \quad \quad \text{電力量料金} \quad \quad \quad \right) \\ & = \left(\quad \text{契約電力に応じた料金} \quad \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別表1の契約電力及び別表1-1の予定使用電力量等をもとに、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、1年間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積り金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札書に記載すること。

5 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備は、別表2 参照
- (3) 最大需要電力の実績は、別表1-2 参照
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款によるものとする。

入札価格の算定にあたっては、中央浄水場の力率は100パーセント、南部配水場の力率は99パーセントとし、燃料費等調整額、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

なお、燃料費等調整額の支払いにおいては、当該地域を管轄するみなし小売電気事業

者が定める電気需給約款の金額を超えないものによるものとする。

(5) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

6 特約事項

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削減があった場合、発注者（八潮市）は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(2) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者（落札者）に損害が生じたときには、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。